

政府系金融機関における「経営者保証に関するガイドライン」の活用実績（令和5年度）

金融機関名	①新規に無保証で融資した件数	②新規融資件数	③新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合 【③＝①/②】※2	④保証契約を解除した件数	⑤ガイドラインに基づく保証債務整理を成立させた件数	代表者の交代時における対応										
						旧経営者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数		旧経営者との保証契約を解除する一方、新経営者との保証契約を締結した件数		旧経営者との保証契約は解除しなかったが、新経営者との保証契約は締結しなかった件数		旧経営者との保証契約を解除せず、かつ、新経営者との保証契約を締結した件数		旧経営者がすでに無保証で、かつ、新経営者から保証を徴求していない件数		合計 件数
						件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	件数	構成比	
商工組合中央金庫	13,244	18,736	70.7%	1,451	51	120	1.7%	144	2.0%	1,298	18.2%	9	0.1%	5,543	77.9%	7,114
日本政策金融公庫※1	69,676	118,569	58.8%	954	260	822	5.6%	4,215	28.5%	1,151	7.8%	10	0.1%	8,577	58.1%	14,775
合計	82,920	137,305	60.4%	2,405	311	942	4.3%	4,359	19.9%	2,449	11.2%	19	0.1%	14,120	64.5%	21,889

※1 日本政策金融公庫は、中小企業事業・国民生活事業の合計。

※2 ①②③は、日本政策金融公庫（国民生活事業）の個人向け融資を除いた長期融資全体に占める割合、件数をいう。

※3 令和5年度下期の「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合」と「有保証で適切な説明を行い記録した割合」の合計は商工組合中央金庫：100%、日本政策金融公庫：100%。

※4 法人のみの「新規融資に占める経営者保証に依存しない融資割合」は商工組合中央金庫（令和5年度）：70.7%、日本政策金融公庫（令和5年度下期）：55.6%。